

国民年金保険料の産前産後期間の保険料免除制度

国民年金第1号被保険者が、出産した際に利用できる産前産後期間の保険料免除制度があります。産前産後期間の免除は、将来年金を受給する際に納めた期間として計算されます。

対象

第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方
免除される期間

- ・単児妊娠の場合…出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間
- ・多児妊娠の場合…出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間

※出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産で、死産・流産・早産された方も含みます。

付加保険料

・産前産後期間は、国民年金保険料は免除されますが付加保険料(月額400円)を上乗せして納めることで、受給する年金額を増やすことができます。

付加保険料の納付をご希望される方は別途申請が必要になりますので、住民課または年金事務所にお問い合わせください。

申請先 住民課国保年金班

申請受付 出産予定日の6か月前から申請できます。

申請に必要なもの 個人番号(マイナンバー)がわかるものもしくは基礎年金番号がわかるもの(基礎年金番号通知書または年金手帳)

〈産前に申請する場合〉 出産予定日がわかる母子健康手帳などをお持ちください。

〈産後に申請する場合〉 母子健康手帳などは原則不要ですが、被保険者と子が別世帯の場合は、出生証明書などの出産日や親子関係がわかる書類をお持ちください。

申渡千葉年金事務所 ☎043-242-6320

住民課国保年金班 ☎84-1214

軽自動車等の廃車手続きは3月中に！

軽自動車税(種別割)は、原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪車(オートバイ)、三輪以上の軽自動車を毎年4月1日時点で所有する方に課税される税金です。

廃車・譲渡・盗難・出国等により登録済の軽自動車を所有していない場合でも、3月中に廃車手続きをしないと、令和6年度も1年間分課税されます。年度途中で廃車手続きをしても、月割での還付はありません。なお、納税通知書は5月上旬に発送します。

車種	手続き・問い合わせ
●原付バイク(125cc以下) ●小型特殊自動車(農耕作業車・フォークリフトなど)	税務課住民税班 ☎(84) 1212
●バイク(125ccを超えるもの)	関東運輸局千葉運輸支局 [千葉市美浜区新港198] ☎050-5540-2022(音声ガイド)
●軽自動車	軽自動車検査協会千葉事務所 [千葉市美浜区新港223-8] ☎050-3816-3114(音声ガイド)

※土・日・祝休日を除く

国民年金保険料の退職(失業)による特例免除

退職(失業)により保険料を納めることが難しくなった場合は、申請により免除または猶予される制度があります。

通常の免除・猶予申請は、本人・配偶者・世帯主の前年所得が審査対象になりますが、退職(失業)時の特例免除では、退職(失業)された方の所得が審査対象から除外されます。

※退職(失業)された方以外に一定額以上の所得がある方がいるときは、特例免除は認められません。

申請先 住民課国保年金班

申請に必要なもの

- ①個人番号(マイナンバー)がわかるもの、もしくは基礎年金番号がわかるもの(年金手帳等)
- ②失業していることを確認できる公的機関の証明の写し(雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書等)

申渡千葉年金事務所 ☎043-242-6320

住民課国保年金班 ☎84-1214

3月1日から戸籍制度が利用しやすくなります

①戸籍謄本等の広域交付

本籍地以外の市区町村の窓口でも、戸籍証明書・除籍証明書を請求できます。

請求できる方 本人、配偶者、父母・祖父母など(直系尊属)、子・孫など(直系卑属)

利点 本籍地が遠くにある方でも、お住まいや勤務先の最寄りの市区町村の窓口で、必要な戸籍が全国各地にあっても1か所でまとめて請求できます。

※コンピュータ化されていない一部の戸籍・除籍は除きます。

注意点

●兄弟、その他親族等、代理人は委任状があっても請求できません。

●一部事項証明書、個人事項証明書は請求できません。

手数料

●戸籍謄本(全部事項証明書) 450円

●除籍謄本・改製原戸籍謄本 750円

※本籍地で請求する場合と同じです。

②電子化された届書等の証明書の交付

電子化された届書等情報の内容証明書が、届出した市区町村以外の本籍地市区町村で請求できます。

請求できる方 届出人本人

手数料 350円

※届出した市区町村で交付する届書記載事項証明書と同じです。

③戸籍届出時の戸籍証明書等の添付が不要に

戸籍の届書(婚姻届・離婚届・転籍届など)に添付していた戸籍謄本(全部事項証明書)が不要となります。

申渡住民課住民班 ☎84-1214